

## 愛南町介護サービス事業者の事故発生時の報告等に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、介護サービス事業者が当該事業所の利用者又は入所者に対し提供する介護サービスにより事故が発生した場合における町への報告の取扱いに関し、愛媛県が定める介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針(以下「県指針」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 報告の対象

事故が発生した場合に町への報告を行う必要がある事業者、報告する事故の範囲及び報告の手順は、県指針のとおりとする。

### 3 報告の期限等

事業者は、事故が発生したときは、次に掲げる区分ごとに定める日以内に別紙「事故報告書」により町に報告しなければならない。

- (1) 第1報 事故が発生した日から起算して5日以内(※第1報で報告が完了するときは、第1報を最終報告とすること。)
- (2) 最終報告 事故が発生した日から起算して2週間以内(※2週間以内に最終報告ができないときは、その旨を町に報告し、事故処理の完了後速やかに報告すること。なお、必要に応じて事故処理の途中経過を報告すること。)

### 4 報告方法

事故報告書による報告は、原則としてメールにより提出するものとする。

### 5 その他

この要領に定めるもののほか、事故報告に関し必要な事項は、高齢者支援課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。